奈良市議案第１０２号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１０号の規定により議決を求める。

令和３年１０月２８日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　権 利 の 内 容　新斎苑等整備事業用地として本市が取得した、奈良市横井町９２４番６外６筆の土地の売買契約等に係る住民訴訟につき、令和３年１０月７日付けの最高裁判所による上告受理申立て不受理決定により確定した、令和３年２月２６日付けの大阪高等裁判所の判決において、本市が、相手方に対して連帯して支払うよう請求することを命じられた１億１，６４３万７０５円及びこれに対する平成３０年４月１０日から支払済みまで年５分の割合による金員に係る損害賠償請求権のうち、下記相手方に係るもの

２　相　手　方　●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●　仲川　元庸

３　権利放棄の理由　新斎苑の整備は、長年にわたり本市喫緊の課題として取り組んできたものであり、その早急の実現は、本市における住民福祉の増進に大きく貢献し、本市にとって大きな利益となるものである。新斎苑等整備事業に係る用地取得については、そのような本市の利益を実現すべく、本市議会における十分な議論の後に地方自治法第９６条第１項に基づく議決が行われ、民意に基づいて決定されたものであって、本市がそれらの利益を享受するにもかかわらず、それによって利益を得ているわけではない上記相手方に負担を強いることは適正性及び妥当性を欠くものであり、上記の権利を放棄するものである。

（※個人情報保護のため、一部マスキング処理をしています。）